平成２３年（フ）第１４３６号
大阪市城東区中浜３丁目４番21号
債務者　橋本　雅和
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４０号
大阪府吹田市広芝町11番１―504号
債務者　岡田昌人こと　金　　昌人
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―1202号
債務者　太田　隆司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０９号
大阪市東淀川区豊里２丁目12番２号　豊里サンハイツ305号
債務者　金松一二三
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４２号
大阪市西淀川区佃５丁目12番５―903号
債務者　岡　　勇作
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６６号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番９号　レバランス瓜破東302
債務者　瀧野　恒孝（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５７号
大阪府豊中市向丘２丁目10番７―208号
債務者　エステサロンシュープリームことＰｉｎｋの風船こと　三宅　優子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７０号
大阪市中央区上町１―24―７―402、住民票上の住所兵庫県洲本市小路谷1281番地５　サントピアグランドハイツ502号
債務者　徳脇　浩次
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９８３号
大阪市東住吉区北田辺６丁目15番43―603号、前住所大阪市東住吉区南田辺１丁目10番10号
債務者　清水石材こと　清水　一朗
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２４号
大阪市生野区生野東１丁目14番６号
債務者　井上　貴司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９７号
大阪市旭区生江１―９―３、住民票上の住所愛媛県八幡浜市日土町２番耕地２番地２
債務者　堀江　宗親
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９３号
大阪市東淀川区豊里７―４―８―303号、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里２丁目８番27号
債務者　杉浦　康弘
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１０号
大阪市平野区加美南１丁目４番14号　206
債務者　砂川　美和
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７６１号
大阪府東大阪市新上小阪７番１―512号
債務者　原田　信幸
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８４号
大阪府八尾市永畑町１丁目１番22号
債務者　武田　和久
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０３号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―609号
債務者　辻　　力虎
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０４号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―609号
債務者　辻　　力人
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部